

# 鹿沼市奨学金貸付申請 収入基準額計算シート

(給与所得者用)

申請者氏名 \_\_\_\_\_

## 1 父母等の収入

平成30年中の父母等の収入（いずれも万円未満切捨）を記入してください。

父の収入	万円	母の収入	万円
------	----	------	----

## 2 収入金額の計算

平成30年中の父母等の収入金額を本市の基準で計算します。上記「1 父母等の収入」で記載した金額を下表に当てはめて計算してください。

### (1) 父母等のうち収入金額が多い方

年間収入金額 (万円未満切捨)	所得額 (万円未満切捨)	該当区分に ○を付ける	計算結果 (万円未満切捨)
329万円以下	0円		万円
330万円以上 400万円以下	収入金額×0.8-262.6万円		万円
401万円以上 878万円以下	収入金額×0.7-222.6万円		万円
879万円以上	収入金額 - 486万円		万円

### (2) 父母等のうち収入金額が少ない方

年間収入金額 (万円未満切捨)	所得額 (万円未満切捨)	該当区分に ○を付ける	計算結果 (万円未満切捨)
65万円以下	0円		万円
66万円以上 163万円以下	収入金額 - 65万円		万円
164万円以上 180万円以下	収入金額×0.6		万円
181万円以上 360万円以下	収入金額×0.7 - 18万円		万円
361万円以上 660万円以下	収入金額×0.8 - 54万円		万円
661万円以上 1,000万円以下	収入金額×0.9 - 120万円		万円
1,001万円以上	収入金額×0.95-170万円		万円

(1)の結果	万円+	(2)の結果	万円	=	世帯の所得	万円	→ ①
--------	-----	--------	----	---	-------	----	-----

## 3 本人に係る控除

申請者本人に係る金額を控除します。該当するものに○を付けてください。

高校生等 35万円	大学生等 67万円
-----------	-----------

→ ②

## 4 収入基準額

別表第1「収入基準額表」から基準額を求めてください。

世帯人数	申請の区分 (○で囲む)	収入基準額
人	高校生等 ・ 大学生等	万円

→ ③

## 5 収入基準額の判定

次の計算方法で、「①-② ≤ ③」となる方は、奨学金の貸付が可能です。

収入金額(①の額)		本人控除(②の額)			収入基準額(③の額)
万円	-	万円	≤		万円

※この判定で「① - ② > ③」となった方は裏面へ

## 6 就学者に係る控除

世帯に申請者以外の就学者がいる方は、別表第2の②に係る額を控除することができます。別表2の②をご覧のうえ、下表に該当者と控除額を記入してください。

氏名	続柄	学校の別（国公立）	学年 (高等専門学校)	控除額
		( )		万円
		( )		万円
		( )		万円
		( )		万円
		( )		万円
<b>合 計</b>				<b>万円</b>

→ ④

ここで再度収入基準額の判定をします。収入基準額以下である場合は、貸付可能です。

①-②の額	-	就学者控除額(④)	≤	収入基準額(③)
万円		万円		万円

※この判定でも計算結果が「① - ② - ④ > ③」となった方は次へ

## 7 特別控除額

次に該当する場合は、これまでの控除に加え、別表第2の①及び③から⑥までに該当する額を控除することができます。詳細は、教育総務課にご相談ください。

事由（別表2参照）	該 当	控除額
①母子世帯・父子世帯		49万円
③障害者（ 級）のいる世帯	人	万円
④長期療養者のいる世帯		万円
⑤主たる家計支持者が別居する世帯	続柄（ ）	万円
⑥災害等の被害を受けた世帯		万円
<b>合 計</b>		<b>万円</b>

→ ⑤

ここで再度収入基準額の判定をします。

①-②-④の額	-	特別控除合計(⑤)	≤	収入基準額(③)
万円		万円		万円

※控除等の計算は、以上です。

※計算額が特別控除額を算入しても収入基準額（③）の額を超える場合は、本市が定める基準に該当しないため、奨学金の貸付を行うことはできません。